

離婚届を提出する方へ

1 必要書類

- ① 離婚届
- ② 届出印（朱肉使用・シヤチハタは不可）＊押印は任意です
- ③ 本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカード等公的機関発行の写真付証明書なら1点、資格確認書、診察券、銀行カード、通帳、年金手帳、社員証等の場合は合計2点）
- ④ 印鑑登録証（大磯町を転出する方、後述の「印鑑登録について」に該当する方）
- ⑤ 国民健康保険資格確認書（大磯町を転居・転出する方、氏が変わる方等）
④⑤に関してはお持ちの方のみ
- ⑥ マイナンバーカード

第三者による虚偽の届出を防ぐため、届書を持参した方のご本人様確認をさせていただきます。休日夜間の届け出やご本人様確認ができない場合には、後日届出人に「届出があったことの通知」を送付いたします。

- 2 土・日・祝日に届け出する場合は、役場がお休みのため日直が受付します。日直は内容の審査ができないため預かり扱いになり、後日町民課職員が内容を確認します。万が一内容や添付書類に不備があると受理できないこともありますので、必要書類をそろえた上で、事前に町民課での審査を受けてから届け出ることをお勧めします。

また、離婚届と同時に住所の異動（転入・転出・転居等）は休日にはできません。後日改めて手続きしてください。

- 3 離婚後、旧姓（婚姻前の姓）に戻らずに引き続き婚姻時の氏を称する方は、「離婚の際に称していた氏を称する届」も提出してください。離婚届と同時に、又は離婚届が受理された日の翌日から3ヶ月以内に届け出てください。

離婚届提出後のお手続き

○住民票について

離婚届が受理されると、住民票の本籍欄や氏の変更について記載します。大磯町に住民票がある場合は即日記載しますが、土日祝日に届出した場合は翌開庁日以降となります。住民登録が他市町村の場合は大磯町から通知後の記載となりますので、しばらく日数がかかります。

離婚時に同一世帯である場合、続柄が「妻」「夫」の方は「同居人」と記載します。世帯を分けたい方は、世帯分離届が必要です。また、離婚届では住所の異動はできませんので、別に手続きが必要となります。

○印鑑登録について

印影に氏を含んだ印鑑登録をした方が離婚届により氏を変更した場合、登録は抹消されます。登録証を返却していただくか、はさみ等で切って処分してください。引き続き登録を希望する方は、再度申請してください。

○マイナンバーカードについて

氏・住所を変更した方は裏面に変更事項を記載しますので、お申し出ください。

○電子証明書について

氏を変更した方で電子証明書を発行されている方は、自動的に失効となります。必要な場合は再度申請してください。

○お子さんがいる場合

お子さんは、別に届出（「父又は母の氏を称する入籍届」「養子離縁届」等）を提出しないと、そのままその戸籍にとどまります。子が親権者である父又は母の氏を称する入籍届を提出するには家庭裁判所の許可が必要です。詳しくは職員にお問い合わせください。